

○南房総市公共交通空白地有償運送運営協議会規則

平成26年3月26日

規則第28号

改正 平成28年3月31日規則第24号

平成30年3月30日規則第19号

令和4年3月24日規則第11号

(趣旨)

第1条 この規則は、南房総市附属機関設置条例（平成26年南房総市条例第1号）に基づき設置された南房総市公共交通空白地有償運送運営協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を調査審議し、市長に報告するものとする。

- (1) 公共交通空白地有償運送（道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第49条第2号に規定する公共交通空白地有償運送をいう。以下同じ。）を実施しようとする者が道路運送法（昭和26年法律第183号。以下「法」という。）第79条の規定により、自家用有償旅客運送の登録（法第79条の6第1項の規定による有効期間の更新の登録及び法第79条の7第1項の規定による変更登録を含む。）を申請する場合における公共交通空白地有償運送実施の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項
- (2) 法第79条の12第1項第4号の規定による合意の解除に関する事項
- (3) 協議会の運営方法、自家用有償旅客運送のサービス内容その他自家用有償旅客運送に関し協議会が必要と認める事項

(委員)

第3条 協議会の委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 副市長
- (2) 保健福祉部長
- (3) 本市を営業区域に含むバス事業者、タクシー事業者

その他の一般旅客自動車運送事業者及びその組織する団体

- (4) 市民又は自家用有償旅客運送の利用が想定される者
- (5) 国土交通省関東運輸局千葉運輸支局長又はその指名する者
- (6) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体が推薦する者
- (7) 本市において現に公共交通空白地有償運送を行っている特定非営利活動法人等の団体に所属する者のうち、その代表者又は代表者が指名する者

2 委員は、再任されることができる。

3 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(会長及び副会長)

第4条 協議会に会長及び副会長1人を置く。

2 会長は、委員の互選により選任し、副会長は、委員のうちから、会長が指名する。

3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を行う。

(会議)

第5条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決すところによる。

4 会議は、公開とする。ただし、会長が必要と認めるときは、協議会に諮ったうえで公開しないことができる。

(代理出席)

第6条 市長は、委員がやむを得ない理由により会議を欠席する場合には、その者が属する団体の指名する者を会議に出席させ、意見を述べさせることができる。ただし、その者は、会議の議決に加わることができない。

(意見の聴取等)

第7条 会長は、会議の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その説明又は意見を聴くことができる。

(議決事項の取扱い)

第8条 関係者は、会議における議決事項について、その結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(協議結果の取扱い)

第9条 協議会において協議が調った事項について、関係者は、その結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

2 協議会において協議が調ったときは、公共交通空白地有償運送を実施しようとするものは、速やかに国土交通省関東運輸局千葉運輸支局へ法に基づく申請を行うものとする。

(庶務)

第10条 協議会の庶務は、保健福祉部高齢者支援課において処理する。

(委任)

第11条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に従前の南房総市過疎地有償運送運営協議会の会長又は副会長の職にある者は、この規則の規定により選任された会長又は副会長とみなす。

附 則 (平成28年3月31日規則第24号)

(施行期日)

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に従前の南房総市過疎地有償運送運営協議会の委員の職にある者は、南房総市公共交通空白地有償運送運営協議会の委員として委嘱され、又は任命さ

れたものとみなす。

附 則（平成30年3月30日規則第19号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和4年3月24日規則第11号）

この規則は、令和4年4月1日から施行する。